



福県医発第2344号(地)

平成22年 3月29日

各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 横倉 義武

(公印省略)

保険医療機関からの再審査請求に係るレセプトの写の提出について

支払基金では、保険医療機関から再審査請求がなされた場合、支払基金から明細書返付依頼書を保険者に送付し、当該再審査請求の対象となる診療報酬明細書(以下、「再審査レセプト」という。)を保険者から取り寄せ、再審査処理を行っております。しかしながら、再審査レセプトが返付されるまでに期間を要すること、また、保険者側の事情により返付されない場合もあり、長期にわたり再審査処理がなされないという問題が発生しておりました。

今般、本問題を解消するため、支払基金において、保険者団体と協議の結果、保険医療機関から提出されたレセプトの写をもって再審査処理を迅速に対応できるよう改善を図る旨、別添のとおり通知が参りました。

つきましては、貴会におかれましても本件にご丁知頂くとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、各保険医療機関に対しましては、支払基金より直接、協力依頼文書が送付されます。

記

「処理方法の改善について」

1. レセプトの写による再審査処理の条件

平成22年4月の再審査受付分から、保険者に対する再度の依頼となる「明細書返付依頼書(Ⅱ)」を送付後、2カ月を経過しても保険者から再審査レセプトの返付に係る回答が得られない場合は、レセプトの写しにより再審査処理を行うこととする。

2. レセプトの写の提出に係る協力依頼

保険医療機関が使用するレセプトコンピュータのシステムは、一般的に一定期間を経過するとレセプトの再現ができなくなることが想定されることから、レセプトの写により再審査処理を行う場合に備え、保険医療機関においては、再審査の申し出を行う際に予め再審査等請求書にレセプトの写(当初請求と同一内容のもの)を添付し提出を頂くこと。

なお、再審査等請求書にレセプトの写を添付し提出される際は、レセプトの写の上部余白に「写」と表示すること。

小郡三井医師会より

医療保険次期担当理事 山下拓郎
次期会長 蒲池 壽
会長 丸山 泉



事 務 連 絡

平成 22 年 3 月 24 日

福岡県医師会 御中

福岡県社会保険診療報酬支払基金

保険医療機関からの再審査請求に係るレセプトの写の
提出について（お願い）

平素は、支払基金の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、別添の文書をもって各保険医療機関あてに協力依頼することとしますので、特段のご配慮をお願いいたします。



事 務 連 絡

平成 22 年 4 月 5 日

保険医療機関 各位

福岡県社会保険診療報酬支払基金

保険医療機関からの再審査請求に係るレセプトの写の
提出について（お願い）

平素は、支払基金の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、保険医療機関からの再審査請求につきましては、支払基金から明細書返付依頼書を保険者に送付して当該再審査請求の対象となる診療報酬明細書（以下「再審査レセプト」という。）を保険者から取り寄せてますが、再審査レセプトが返付されるまでに長い期間を要することもあり、また、保険者側の事情により返付されない場合もあります。

支払基金では、保険医療機関からの再審査請求を長期にわたり処理することができない問題の改善を検討しておりましたが、このたび、保険者団体と協議し、保険医療機関からのレセプトの写をもって再審査処理を迅速に対応できるよう、改善を図ることとします。

つきましては、保険者から再審査レセプトの返付が困難な場合にあっては、保険医療機関からの再審査請求を適正に処理するため、下記のとおり処理方法を改善しますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1 レセプトの写による再審査処理

(1) 保険者に対しての再審査レセプトの返付依頼

支払基金では、保険医療機関から再審査の申し出を受けた場合は、「明細書返付依頼書」を作成のうえ、該当保険者に対してレセプトの返付を依頼しています。

当該依頼書送付後 3 か月を経過しても保険者からレセプトの返付等の回答が得られない場合は、「明細書返付依頼書（Ⅱ）」を作成のうえ、保険者に再度依頼しています。

(2) レセプトの写による再審査処理の条件

ア 現行では、再審査レセプトの返付依頼に対して、保険者から「該当明細書が抽出不能のため写による処理を了承する」旨の回答が得られた場合は、保険医療機関から該当レセプトの写を提出いただき、支払基金で保有している増減点連絡書データにより減点内容を確認の上、当該レセプトの写により再審査の処理を行っています。

イ 平成 22 年 4 月の再審査受付分から、前アの場合に加え、新たに次の場合にレセプトの写により再審査処理を行うこととします。

再度の依頼となる「明細書返付依頼書（Ⅱ）」を送付後、2 か月を経過しても保険者から再審査レセプトの返付に係る回答が得られない場合
--

(3) レセプトの写の提出に係る協力依頼

保険医療機関が使用するレセプトコンピュータのシステムは、一般的に一定期間を経過するとレセプトを再現できなくなることが想定されます。

このことから、前(2)のレセプトの写により再審査を行う場合に備え、保険医療機関におかれては、再審査の申し出を行う際に予め再審査等請求書にレセプトの写（当初請求と同一内容のもの）を添付し提出する取扱いについて、ご協力願います。

なお、再審査等請求書にレセプトの写を添付し提出される際は、レセプトの写の上部余白に「写」と表示願います。

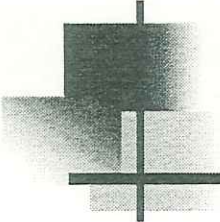
2 その他

(1) 電子レセプト請求（オンライン請求又は電子媒体による請求）を行っている保険医療機関であっても、紙媒体のレセプトの写を提出願います。

(2) 保険医療機関においてレセプトの写の作成が困難な場合は、現行どおり、再審査等請求書の「写の有無」欄は「2 無」を記載し提出願います。

この場合は、保険者からレセプトの返付を受けて再審査の処理を行うこととなります。

(3) 保険医療機関から提出されたレセプトの写により再審査を実施した場合の結果については、現行どおり、減点点数が復点となった場合は再審査等支払調整額通知票により、また、原審査どおりの場合は再審査結果連絡書（原審どおり）により連絡します。

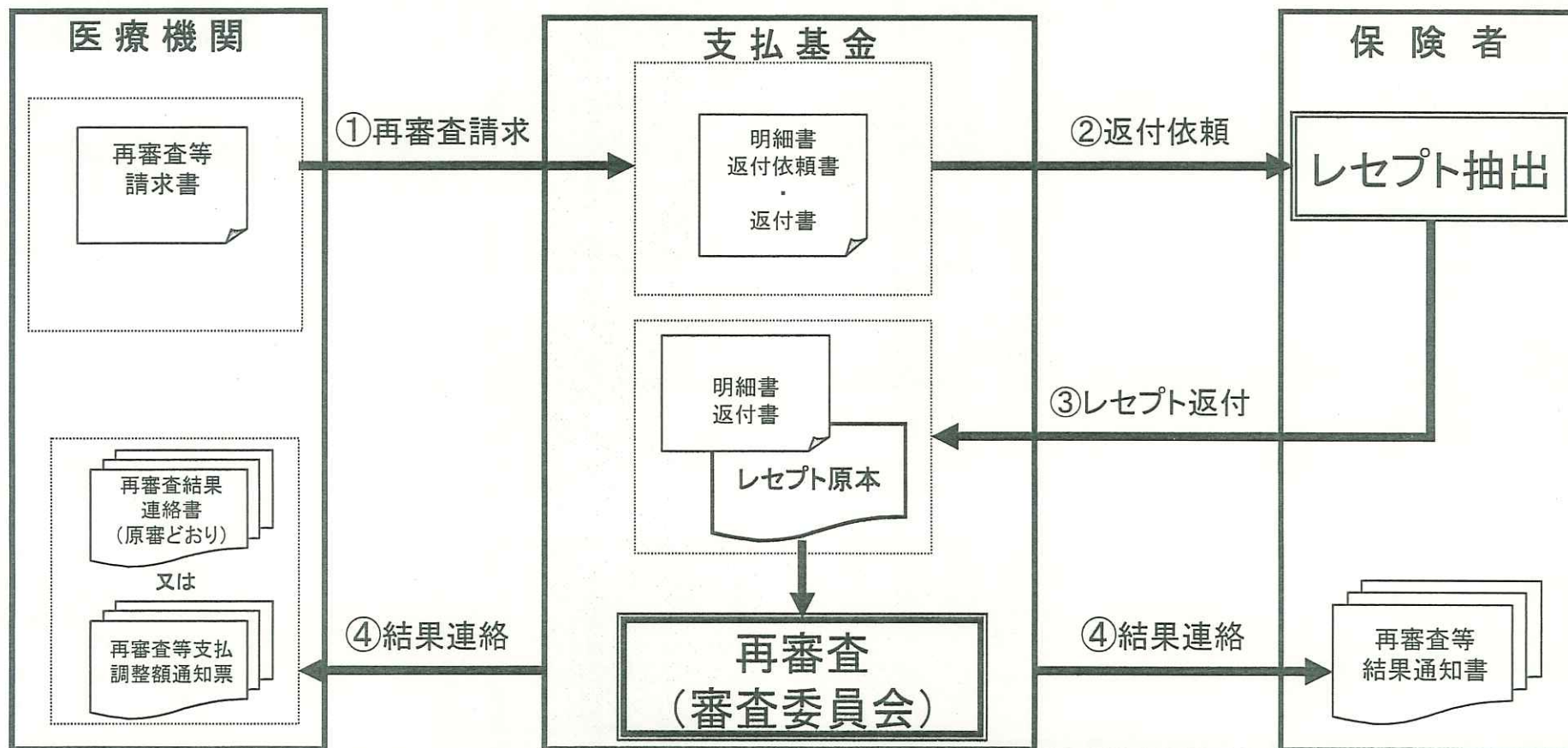


医療機関からの再審査請求に対する 処理の改善について

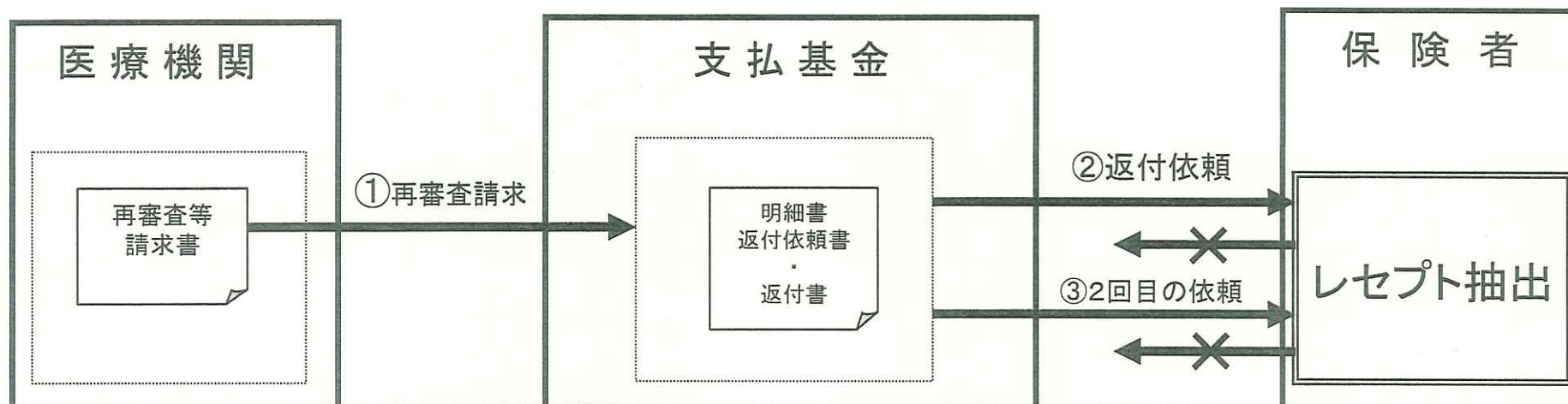
社会保険診療報酬支払基金

医療機関からの再審査請求に係る処理

支払基金からレセプト返付のための依頼文書を保険者へ送付し、再審査の対象となるレセプトを保険者から取り寄せた上で再審査処理をする



ところが、保険者からレセプトが返付されない場合も・・・

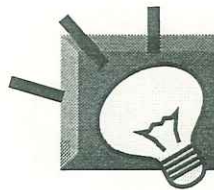


保険者からレセプトが返付されない理由

- ◆ 過去のレセプトは、倉庫に保管しているので抽出するのが大変
- ◆ 被保険者等の高額療養費を支払うための証拠書類としてレセプトを保管など

支払基金としての問題

- ◆ 再審査することが出来ずに、長期にわたり未処理となる
- ◆ 医療機関から再審査の照会を受けても、説明責任が果たせない



医療機関からの再審査処理を迅速に対応するための改善

改善する内容

■ いまでも医療機関からの再審査請求については、

- ① 明細書返付依頼書の回答が「該当明細書抽出不能のため写による処理を了承する」旨の場合

「写しレセプト」で再審査していますが、さらなる改善策として、

- ② 2回目の明細書返付依頼書を送付後、2か月を経過しても保険者からレセプトの返付等の回答が得られない場合も「写しレセプト」で再審査を行います。

■ 平成22年4月以降、医療機関から再審査請求があったものから、この取扱いの対象とします。

「(写)レセプト」による再審査処理の流れ

